

札幌市本庁舎構内除排雪業務仕様書

1 目 的

札幌市本庁舎構内の除排雪を行い歩行者の安全等を確保すること。

2 対 象

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所構内

3 期 間

契約書に示す履行開始の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

(1) 作業箇所（別添図面のとおり）

ア 車路及び歩道等 1,050 m²

イ 駐車場 2,000 m²

(2) 作業数量（1 シーズン予定）

ア 構内新雪除雪回数 19 回

イ 構内運搬排雪量 { 車路及び歩道等 : 397 m³
駐 車 場 : 826 m³

(3) 作業内容

ア 構内新雪除雪業務

(ア) 作業は、タイヤショベル（1.4～2.0 m³）を使って行うものとする。

(イ) 作業員として、運転手（1 ポスト）、普通作業員（1 ポスト）、交通誘導員（1 ポスト）の計 3 ポストを配置する。

(ウ) 作業は、土・日・祝日を含む毎日、午前 5 時以前に降雪が 10cm 以上の時、または、10cm に満たなくても除雪作業が必要と予想されるとき行う。

(エ) 作業は、原則として午前 7 時までに終了させること。

(オ) 除雪した雪の集積は、委託業が指定した場所に行うものとする。

イ 構内運搬排雪業務

(ア) 作業は、タイヤショベル（1.4～2.0 m³）、ダンプトラック（10 t）を使って行うものとする。

(イ) 作業員として、運転手（タイヤショベル・ダンプトラック各 1 ポスト）、交通誘導員（1 ポスト）、普通作業員（1 ポスト）の計 4 ポストで行う。

(ウ) 作業は委託者と協議のうえ行い、札幌市指定の雪堆積場に運搬するものとする。

ウ 常駐作業員による随時の除雪業務

作業員 1 名以上を次に定める期間常駐させ、下記の業務を実施すること。

常駐期間：12月1日～3月31日（土・日・祝日・年末年始を除く平日）。

常駐時間：7時30分～16時30分（12時00分～13時00分を除く）

- (ア) 降雪時や吹き溜まり等で積もった舗道の雪を排除し、歩行者等の安全確保を図る。特に正面玄関前や敷地内の階段については重点的に行う。
- (イ) 車路、歩道の凍結部分の氷割をする。
- (ウ) 階段、手すり、告示板、玄関庇、バルコニー等の除雪及び雪おろしをする。
- (エ) 雪まつり期間中の19階南側展望回廊の除雪をする。
- (オ) 正面玄関前障がい者用駐車スペースの除雪をする。
- (カ) その他、歩行者の安全を確保するため必要な業務を行う。

5 設計の変更

業務履行の実績に応じて設計を変更することとする。

6 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め監督者が不在または事故あるときの補助者として監督補助者を若干名選出し、氏名等を委託者に通知すること。また、選出した者の雇用が確認できる書類を併せて提出すること。

7 作業の報告

受託者は、作業期間中毎日実施した作業の「作業報告書」を委託者に提出し、検査を受けること。なお、除雪車両を使用した場合は当該車両の車両運転日報（タコグラフチャート添付）を併せて提出すること。

8 事故防止等

- (1) 受託者は関係法令の遵守はもちろんのこと、日頃から安全作業管理体制を整えて事故防止に万全を期すること。
- (2) 除排雪作業時には、誘導員(交通誘導員等)等を配置し、十分な安全確保をすること。
- (3) 作業の実施にあたっては、事故防止のために十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

9 服装および腕章

受託者は、作業従事者に対して制服及び腕章を着用させること。

10 身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

11 その他

受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にするとともに、この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

また、本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

(2) 環境に負荷の少ない運転をすること。

ア 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。

イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

ウ 不用な荷物道具類は積まないこと。

(3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。

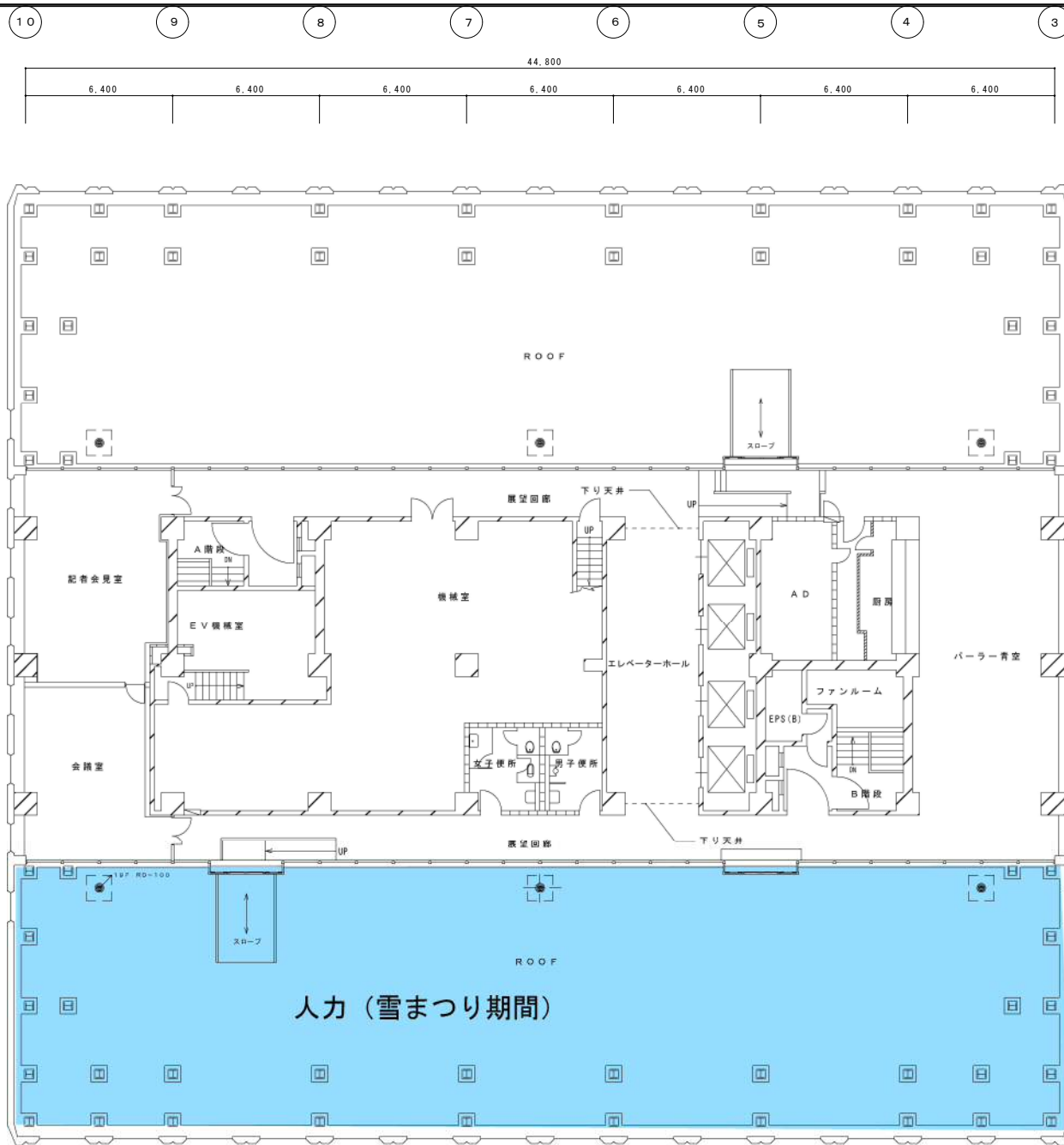
イ 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。

ウ 必要以上の暖気運転および冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。



圖 10-1-1

5



19階 平面図

壁凡例	コンクリート壁	鉄板パネル壁
ALC壁	パーテーション壁	
コンクリートブロック壁	可動間仕切り壁	
軽量鉄骨下地壁	消火栓ボックス	

担当課長	施設係長	係

課長	係長	係

作 業 報 告 書

下記のとおり作業を実施しましたので、報告いたします。 _____ 印

業務名:札幌市本庁舎構内除排雪業務		作業日:令和 年 月 日()		天候	
常駐者業務 作業時間 7:30 ~ 16:30					
作業場所		実施業務		備 考	
南北出入口、歩道、階段		☐ 点 検 ☐ 除 雪			
東側歩道、西側テラス		☐ 点 検 ☐ 除 雪			
聖火台、告知板		☐ 点 検 ☐ 除 雪			
2.3 階庇、その他		☐ 点 検 ☐ 除 雪			
新雪除雪業務					
作業場所		☐ 正面車路 ☐ 駐車場 ☐ 歩道 ☐ その他()			
出動内容		作業開始	作業終了	作業時間	備 考
除雪機械 台		:	:	:	
誘導員 人		:	:	:	
作業員 人		:	:	:	
その他()		:	:	:	
排雪業務					
駐車場側排雪台数 台			正面側排雪台数 台		
出動内容		作業開始	作業終了	作業時間	備 考
除雪機械 台		:	:	:	
誘導員 人		:	:	:	
作業員 人		:	:	:	
その他()		:	:	:	
備 考	作業報告者氏名				

令和３年度札幌市本庁舎構内除排雪業務における待機補償料の取り扱いについて

1 対象業務

待機補償料の対象となる業務は、構内新雪除雪業務及び構内運搬排雪業務とする。

2 待機補償料の適用

待機補償料は、業務内容の変更に伴い委託料を変更する場合において、年度末における出来高が原設計金額の合計を下回ることとなった場合に適用する。

3 新業務価格の算定

(1) 待機補償料は、以下の作業毎に算定する。

ア 構内新雪除雪費（機械除雪）

イ 構内新雪除雪費（人力除雪）

ウ 運搬排雪費

エ 交通誘導員（構内新雪除雪及び構内運搬排雪業務）

(2) 年度末に行う委託料の変更に伴う新業務価格は、各作業の出来高金額に待機補償料を加算した金額と待機補償料適用の対象とならない経費（常駐作業員人件費）との合計の金額を新設計金額とし、間接業務費及び一般管理費等その他の経費を加えた額とする。

(3) 前項の業務の変更において、新委託料は、原設計金額に対する委託料の比率を新業務価格に乗じた金額とする。

(4) 待機補償料は各々の作業毎に、以下の計算式により算定する。

項目毎待機補償料

$$= (\text{原設計金額} - \text{出来高金額}) \times \text{項目毎待機補償料率 } \alpha$$

なお、項目毎待機補償料率 α は下表のとおりとする。

項目毎待機補償料率 α	
構内新雪除雪費（機械除雪）	74%
構内新雪除雪費（人力除雪）	100%
運搬排雪費	72%
交通誘導員（構内新雪除雪及び構内運搬排雪業務）	100%